

少年少女民謡民舞指導員制度について

少年少女民謡民舞指導員（以下「指導員」という。）制度は、次の内容で執り行う。

A. 概要

この制度は、学校等で少年少女の民謡民舞及び和楽器指導に携わる協会会員を「指導員」として選任し、各教育委員会や学校等からの要請に基づき、学習指導に当たる活動を委嘱するものである。

また、学校等における民謡民舞及び和楽器指導が現今の急務であることに鑑み、協会指導者認定試験との整合性を図りつつ、「指導員」を選任する。

B. 指導員制度

1. 「指導員」

指導員は、原則として助教授以上の協会指導者資格を有する者（以下「有資格者」という。）の中から、「指導員」を希望する者を申請に基づき選任する。

但し、「有資格者」でなくともそれ以下の協会指導者資格を有する者で、「有資格者」が少ない地域及び少年少女への民謡民舞指導に熱意のある指導者並びに現に少年少女へ民謡民舞指導を行っている者が「指導員」を希望する場合は、申請に基づき審議の上選任する。なお、選任費用は必要としないが、委嘱状及び指導者カード作成に係わる実費（1,100円）は申請者の負担とする。

2. 申請方法及び指導員希望者の把握

上記については以下の手順により行う。

ア・協会は全国の協会連合委員長及び支部長を通じて、指導員希望申請書等の関連文書を送付し、会員に対する周知と希望者の勧誘を行う。

イ・**支部長は希望者申請書を集約し、2月18日（金）迄に協会にこれを送付する。**

ウ・協会は連合委員長にこれを連絡し、連合委員長は状況を把握する他、協会からの指示に従って必要な連絡等を行う。

3. 指導員の決定

協会は申請を集約した後、大会特別委員会における審議を経て理事長が指導員を選任する。

4. 指導員の任期と新規申請の時期

民謡民舞少年少女指導員の選任期間は3年間とする。

任期更新については、3年目の年度末に更新の手続きを行う。

また、年度途中で新規に申請を受け付ける時期は、毎年12～3月とし、翌年度4月1日付けをもって選任する。

5. 派遣状況の把握

協会は指導教育の状況について常に把握しておく必要がある為、各年度末に各会毎に指導状況を取りまとめ、「会主催活動報告表」と共に報告する。

6. 派遣に係る経費等

各指導現場において要する経費については、当該教育委員会・学校等と折衝の上確保されたい。

なお、各指導団体からの文化庁主催事業等の助成金申請に関しては、その書類送付・手続きの方法につき、必要に応じ協会にて指導を行う。

7. 指導員の連携と研修等

指導員に対しては、必要に応じて連合会と協力して研修会等を行い、指導員制度の主旨徹底と指導員の連携と資質の向上を図るものとする。

8. 当制度の主管は、青少年部とする。

令和4年度「指導員」申請に関する諸注意

1. 新規・更新を問わず申請される方は同封の申請書により申請を行って下さい。
2. 令和4年度は令和元年度に指導員となられた方の選任期間（3年間）が終了する為、引き続き指導員として活動頂く場合は更新手続きが必要です。
この際、新たに実費（1,100円）の納付が必要ですので、ご了解の上手続きをお願い致します。
3. 令和4年度に「指導員」委嘱を受けた方の選任期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日となります。
4. 令和2年度、3年度に既に委嘱を受けている方は、今回は再度申請する必要はありません。
5. 令和3年度内の少年少女指導活動報告は、今年度末に別途送付する「会主催活動報告表」と共に送付する書類によって行なって下さい。
6. 申請の〆切りは業務の都合上**2月18日(金)迄**と致します。

令3日民青第39号
令和4年1月11日

公益財団法人 日本民謡協会

理事長 霜鳥秋則

〒140-0004 東京都品川区南品川6-8-20

T E L 03-3471-8888

F A X 03-3471-8817

ホームページ <http://www.nichimin.or.jp>
info@nichimin.or.jp